

【史料紹介】佐草自清の寛文日記（二）

岡 宏 三

はじめに

前回『古代文化研究』第三一号に引き続き、佐草家所蔵（島根県立古代出雲歴史博物館寄託）の左記二点の新出日記

江戸参府之節日記 寛文六年三月二十六日より同年四月晦日まで

諸国神社へ御触書之儀ニ付江戸参府之節日記

寛文六年五月朔日より同年六月二十日まで

を翻刻紹介する。

寛文六年（一六六六）二月三日、大社造宮に並ならぬ意欲で臨んでいた松江藩主松平直政（出羽守）が卒去し、嫡男綱隆（信濃守）が家督を相続した。相続に際しては弟（直政二男）の近栄（上野介）と隆政（同三男）にそれぞれ三万石と一万石を分知立藩させている。

造営事業は、四月十四日に本殿の立柱が行われるなど順調に進行するなかで、懸案は①新調する神宝類の委託、②廃絶した舞楽の再興、③前年七月幕府が発令した「神社条目」への対応であった。

①については、代金や仕様をめぐる京・大坂等の請負人との交渉も自清ら上官の重要な役割であり、両地の松江藩用人と連携しながら対応している。このうち三十六歌仙図額の制作者の選定をめぐるのは既に紹介した。^①

②については、京都蔵屋敷の用人片岡太左衛門や稲荷社（伏見稲荷大社）の本願所であった愛染院の雲海を介して伝習先を選定したこと、四月朔日には杵築より楽

人稽古のため選出した上官の子弟四人とともに上洛したことが日記により知られる。

しかし当時最も懸案とされたのは③であった。条目の第三条「無位之社人、可着白張、其外装束者、以吉田之許状、可着之事」の一文が、従来出雲国内の社家に裁許状を下付していた出雲国造家においては看過し難いことであった。吉田における裁許状の初見は大永七（一五二七）だが、^③出雲国造家においては、天正年間には備後国奴可郡の天戸明神社（天戸神社）の祠官目崎左衛門太夫宛に発給したのが初見である。^④

③に伴う訴訟から「永宣旨」下賜の過程、及びその後の影響について、西岡和彦氏の『江戸御年頭礼帳』（赤塚家文書）、橋本政宣氏の『永宣旨頂戴之時之次第書』（北島国造家文書）を基本史料とした先行研究がある、^⑤ここでは新出日記により新たに判明した、両国造名代の北嶋方上官佐草宮内（自清）、千家方上官長谷右兵衛（正之）両名と用人塩見小兵衛ら松江藩との協議、寺社奉行井上河内守（正利）・加々爪甲斐守（直澄）との面談交渉の様相に絞って若干触れておく。

「謹而言上」と『勘文』

寛文六年三月二六日、佐草・長谷両名は、楽人伝習の上官子息四名を伴い杵築を発足、翌日から二九日にかけて松江藩の造営大奉行岡田半右衛門、寺社奉行垂水十郎右衛門らと柱立や神宝調度につき協議、四月二日に松江を発足して同九日に京に、二二日に江戸に到着した。

訴訟にあたっては、寛文二年の本願との訴訟の際と同様、松江藩の全面的支援のもとに、幕府寺社奉行所に両国造名で訴状（「謹而言上」）と「勘文」を提出している。^⑥今回収録の日記に依れば、江戸に到着するや直ちに自清は「仕直ス、勘文ハ初而仕ル」訴状の修正を加え、「勘文」起草したことがわかる。ただし二五日、江戸上屋敷における協議では、自清の願書案は採用し、勘文は「黒三右衛門殿（稿者註、藩儒黒沢石斎）引なをし」、草案完成の上は同藩の右筆・山中忠左衛門が清書することとなった。訴状は、同年正月の段階で作成された訴状案（「出雲国大社国造謹而言上申上候条々」）^⑦とほぼ同文である。もっとも最後の叙爵願は訴状から削除されている。

出雲国大社国造謹而言上申上候条々

- 一、今度神社江被下候御朱印下知状之写拝見仕、難有奉存知候
- 一、大社之国造者、天照太神第二御子天穗日命、神勅を受けて大己貴大神之御杖代となり給シより以来、神火神水を受嗣、国内諸神之祭祀を主り、当国造闕如なく相勤候、其来由者、日本書紀、其外釈疏等ニ相見へ申候、神代之遺風を以出雲国惣検校識ニ被定補候 院庁御下文、鎌倉 將軍家之御教書御座候、就夫大社并国中之諸社毎歳式月之祭祀ニ預り申社人等、其氏姓を糺し、風折烏帽子・狩衣・素襖之事、時之国造裁許を以着仕、諸神事相勤候儀、当社古今之通例ニ而御座候、弥如先規被 仰付候者、忝可奉存知候
- 一、国造叙爵之事、中古者其例も御座候へとも、延喜以後奉漏候、只今太平之御代ニ奉逢候儀、生別之大幸不可過之候、宜御下知奉仰候、以上

寛文六年正月

両国造

- 日記によれば、訴訟に伴って江戸に持参された文書は、北島両国造家からは、①「土御門院下文」、②「泰時・時房合判」、③「六波羅」、④「証恵・惟康御判、建治二」の四点であった。これに対して千家国造家からは三八点持参があり、このうち⑤「惣検校職之証文惟康御判、文永十二義孝へ下文」（最終的に『勘文』に不採用）、

⑥「文治元年十一月三日、侍従兼大介藤原宣孝房国造補任ノ証文」、⑦「御崎之証文十三通」の内、「日御崎検校清政申、両家社奉行へ検校職ハ国造殿ノ補任之書物」（不明）、⑧同「愛寿丸書物」、⑨同「検校事ニ付国造ノ公儀ハ訴状之控」を松江藩用人塩見小兵衛らに見せたという。

さてその後完成した『勘文』には、⑥のほかに⑦⑧⑨が採用されていない。⑦⑧は日御崎（碓）神主が「検校」と称していることに對して、出雲国造にその補任権がある証跡として選出されたのだろうか。いずれにしても出雲国造が「惣検校」を称する直接の典拠にはならないと判断し勘文には挙げられなかったのだろう。

『勘文』にはまた前述の諸文書の他に『日本書紀』、『日本書紀纂疏』、『令義解』、『東鑑』とともに、「国造義孝弘安記」と「大社秘記」を引用する。「国造義孝弘安記」は「千家家譜旧記写」に収録された、「弘安四年三月日」の日付を有する出雲義孝の注進状であるが、国造職は天照大神以来の系脈にして、神火神水を継承し旧記を帯び旧例を存ずる者と叙述する箇所は、貞享五年（一六八八）に自清が書写した「建武三年（一三三六）国造孝時与雜掌孝助（神主真高之余類也）訴論解状之草案」と文章が酷似する。

一方「大社秘記」と称する史料は現在確認できないが、『勘文』に引用された「神火者天地人三火之祭也」の解釈からして作者は佐草自清と考えられる。^⑮日記の四月廿八日条に「神火神水勘文御引直シ被下候へと三右殿頼、則書付給ル、但佐草下書ニ相違無之候、令義解取寄、見せ被申候」とあって、『勘文』は黒沢石斎が改めて一から典拠となる文書を引き直したというよりは、佐草の草案を土台とし、『令義解』を新たに加えるなど加除校勘して完成させたというべきであろう。

さて日記によれば、出雲国造の名代である佐草・長谷と、寺社奉行井上河内守（正利）・加賀爪甲斐守（直澄）との面談は、五月九日、十三日、十八日、六月九日、十一日、十八日の六度に及んだ。

五月九日、井上は「大社は各別ノ事ニ候、永 宣旨在之候哉」、加々爪が咳気の

ため代わりに対応した同人家老の丸三右衛門は、出雲国内で「吉田之許狀取申たる者も在之候哉」と兩人に尋ね、佐草は「下付されていない永宣旨の代わりとして」院宣や鎌倉將軍家の御教書を勘文とともに持参したこと、出雲で吉田官を受けた者は「十人ノ内一人二人」であると答えている。

十三日の面談では、井上は持参した院宣や勘文は「国造之威光斗にて、永宣旨にてハ無之候間、此時節ニ永宣旨取候へ」、すなわち出雲国の神社の惣檢校職を認可されるには「永宣旨」を受けていることが不可欠であること、今回の上訴を契機に下付してもらうよう助言している。これに対し佐草は「惣檢校職之事、武家御綺にて御座候故、天子へ奏問久敷中絶仕候上ハ、国造も経奏問候而ハ難調候ハハ」惣檢校職は武家方の介入により認められたものであり、朝廷への奏問は長らく中絶しているので国造から朝廷へ願ひ出ても受け容れられないだろう、そこで幕府より「御執奏御吹挙狀頂戴仕度」執奏を推挙していただきたい、と願ったところ、井上は「それはハ成事」可能であると答えている。

ここで問題となるのは佐草が出雲国造の「惣檢校職」は「武家御綺」によるもので、「天子へ奏問久敷中絶仕」と述べている点である。「惣檢校職」に加えて「神主職」は、領家の藤原氏や幕府が杵築大社に介入する意図をもって登場した新たな職であった。従って「御綺」と答えたことは正しいが、出雲国内の社家を支配する意味合いはなかった。⁽¹⁹⁾ また古代においては、出雲国造は国造に任じられた後、神賀詞奏上を経て従五位下に進んだが、⁽²⁰⁾ 院政期から文治元年（一一八五）の孝房にかけては国司庁宣で国造職に補任するようになり、⁽²¹⁾ 続く孝綱以降は補任によらず讓狀をもって相続している。またこの頃には既に叙位は受けていなかった。⁽²²⁾

国造が出雲国内の社家を支配する「惣檢校職」として大社側が提示したのは、日御崎社（日御崎神社）の小野氏に対する檢校職補任の例であった。小野氏も古くから「日御崎檢校」を称し、檢校職は相続されていたが、応永三十年（一四二三）日御崎檢校愛寿丸が提出した前述の⑧には「日三崎檢校職事、代々国造殿御補任を下

給候て相繼職也」とあり、翌三十一年四月廿九日には出雲守護京極高数から「日御崎檢校職事、小野高光子孫外者不可相続由両国造令注進間、所補任也」とあり、国造の注進に基づいて改めて補任している。⁽²³⁾ ただし国造が小野氏の檢校職に関与したのは同社が元来杵築大社の末社であったからであり、出雲国内には他にも平浜八幡、横田八幡をはじめ数社の八幡社が「惣檢校」、「檢校」を称した例があるが、いずれも国造の関与はなかった。

また小野氏は、杵築大社からの脱却及び杵築・日御崎社領の境界争論を通して京極氏に接近し、応永二十七年（一四二〇）には耕雲明魏（花山院長親）が染筆した日御崎社修造勸進簿に將軍足利義持が筆頭で奉加に応じ、これが先例となって明応七年（一四九八）に義澄、大永四年（一五二四）に義植が勸進簿の奉加に応じるなど、京との結びつきを深め、⁽²⁴⁾ 明応六年（一四九八）には小野正伸が摂津守を叙任、⁽²⁵⁾ 永正十一年（一五一四）には小野政忠が白川家を介して従三位に叙されている。⁽²⁶⁾ 以後従三位は小野氏の極位となり、俗に「三位檢校」と称されるようになった。

いずれにせよ日御崎社が白川家を執奏として叙位されているのに対して、特定の執奏家を持たない国造家は、「神社条目」第二条「社家位階、従前々以伝奏遂昇進輩者、弥可為其通事」に準拠すれば吉田家を介して永宣旨を受けねばならない可能性があった。加々爪が「御崎之檢校さへ伝奏ヲ持候、国造伝奏無之事、比興」不都合であると述べたのもこのためであり、佐草ら大社側もこの問題を回避するために公儀に執奏を願わなければならなかったのである。

大社側の願ひに対して井上が快諾したのは、「日本にて素盞鳥、大己貴大功に勝ル神ハ無之候、天照大神へも後ニ御讓被成候へハこそ、其御杖代之国造にて候へは、一国之惣檢校無余儀事ニ候、以勢ニも皆々伝奏被為付置候、国造も伝奏を以可然」という認識にあった。大社は素盞鳥尊から継承して国造りを果たした葦原中国を天照大神に譲った「大功」ある大己貴神が鎮座する社であり、国造は大己貴神の御杖代であるから「一国之惣檢校」は無理もないことである、伊勢同様大社の国造も伝

奏により（「一国之惣検校」を保証する）永宣旨を得るのは当然であるという。すなわち井上の執奏推挙了承の根拠は先例の有無ではなく、彼自身の大社（大己貴神）に対する高い評価と、『日本書紀』神代下第九段一書第二に裏付けられた天穗日命以来大己貴神の御杖代として仕える出雲国造の特殊性にあった。同十八日に行われた『勘文』の尋問においても、井上は惣検校職の証拠として大社側が持参した旧記などの文書には一切触れず、『令義解』神祇令第八にみえる葛木鴨の祭神や、「国造義孝弘安記」の神火神水などについて問いただしている。

大社側の訴え、それに対する尋問の結果、六月十一日、佐草、長谷、塩見に面会した加々爪は「御老中御聞被成、念入たる儀と被仰候、就夫訴状之通、先如規有来相守候へ」「永宣旨之儀ハ重而之事と被仰候間、左様心得候へ」と申し渡している。この指示を受けて塩見は「如先規とハ、雲州社家多く両国造只今迄仕来通ニ候ハん哉」と尋ねたところ「いかにも其通」の返答を受けた。

次いで佐草、長谷が井上に面談したところ、改めて「両国造窺之段尤と御老中御申御ほめ被成候、就夫訴状之通先如先規と被仰候、永宣旨ノ儀者佐度守煩ニ候間、京都へ御窺被成候儀も往復之間も在之候へハ、其方共長在府如何ニ思召候、其上武家之御裁許之例ニ候へ者、先如先規、と被仰出候、左様相心得、御老中へ如先規先被仰付、忝とわゝ先ノ字ヲ入かるく申候而御礼ニ廻り候へ」との回答を受けた。老中は国造の訴えを評価した、しかし京都所司代の牧野親成が病氣のため「永宣旨」下賜の取次には期間を要する、そのうえ「武家之御裁許之例」なので、「先如先規」せよ、と指示したという。

さらに同日、塩見が井上に面談し、改めて確認したところ、井上は「以勢、八幡、春日等之木社才社家共、皆々伝奏在之候、国造者久く絶、不経奏聞事、小社ニ候へは御取上ケも不被成候へ共、大社之事と申、国造神法正シク守り候ニ付、先如先規と被仰出候」小社ならば受け付けないが、杵築大社は国造が神法を堅持しているから老中から「先如先規」せよと指示があった。そして「此先ノ字ハ永代之事ニ候間、

左様相心得候へ」、先規は「永代之事」と心得るように言い添えている。これを受けて塩見が「左様無御座候へは、雲州者神国ニて社家多事ニ候、国造下知ニて無之候へは、しかと不仕」出雲は神国であり神々に奉仕する社家が多く、国造の下知がなければ統率出来ない」と述べたところ、井上も同意したという。

要するに出雲国造の出雲国内の社家に対する惣検校職は、最終的には朝廷から下賜される「永宣旨」によって保証されなければならないが、所司代の牧野が病中のため手続には期間を要する、ただし下賜されるまでの間も「先ず先規の如く」従前通りでよい（実は永代保証と心得よ）、と老中の指示があったことになる。

「先如先規」「先只今迄可有来」の解釈については橋本氏が詳細に分析されているが、ここで改めて日記中にみえる当該箇所を抜き出したのは、その指示があまりに抽象的であったから、名代の佐草、松江藩の塩見は慎重に、寺社奉行に繰り返し質問をしてその指示の具体的意図を探り出していたことを指摘したかったからである。いずれにしても幕府は「永宣旨」により出雲国造の「出雲国神社惣検校職」は保証されると考え、大社側・松江藩も念のため繰り返し幕府の見解を確認して共通の理解となっていた。その「永宣旨」は、翌寛文七年、五月七日の日付で蔵人左少弁柳原資廉が奉じ、八月二十三日に京都所司代から国造名代佐草自清・長谷正之が拝受した。しかし三〇年後の元禄十年（一六九七）、幕府はその「永宣旨」に「一国総検校」を示す内容はどこにもないとして、杵築大社の支配を拒否した佐陀大社を是とし、杵築大社側を非として国造千家直治・北島兼孝の解職を申し渡している（佐陀争論）。これについて橋本氏は、朝廷側に「出雲国神社総検校職」の意図を入れる意志が全く働かなかったのだらうと推定されている。⁽²⁹⁾

これに対して私は、次の二点も推定される要因として挙げておきたい。一つは、幕府からの「永宣旨」宣下の交渉にあたった当時の武家伝奏が飛鳥井雅章であり、橋本氏も指摘されるように雅章は吉田兼廉の生母（栄春院）の養父であるなど吉田家とは深い関係にあって、寛文八年から延宝二年（一六七四）に亘る、吉田家によ

る執奏を持たない諸社家の執奏の是非をめぐって、吉田家に批判的な関白鷹司房輔に対して吉田側に立って争論を展開していることからすれば、本来執奏を持たず、幕府が下賜を申し入れた極めて例外的な「永宣旨」に、雅章が出雲国神主総検校を明瞭に示す文言を含めないよう働きかけた可能性は高いだろう。

今一つは、佐陀争論のため両国造が幕府寺社奉行に上訴した元禄九年の段階では、既に朝廷、特に幕府に「永宣旨」下賜に関わった人物は誰も存在していなかったことも大きな要因であろう。両国造側は上訴に「出雲国神社惣検校職之来由勘文」⁽³¹⁾を併せて幕府に提出しているが、「旧証」として挙げているのは「惣検校」の文言がない『延喜式』所収の「出雲国造神賀詞」、『日本書紀纂疏』、『出雲国風土記』等であった。「惣検校」の文言の有無よりも国造の由緒を評価した井上のような有司が既に幕府内に存在せず、幕府から朝廷へ「永宣旨」下賜の申し入れが行われた経緯を知る者も既に存在しないなかあって、「永宣旨」「勘文」いずれにも惣検校の文言が見当たらないことは、国造側にとって致命的に不利であったといえよう。

註

- (1) 拙稿「出雲大社所蔵土佐光起『三十六歌仙図額』について」『古代文化研究』第二七号、二〇一九年。
- (2) 日記には平岡蔵人、森角之丞のほか喜平次、源右衛門の名があるが、元禄七年（一六九四）の奥付を持つ佐草自清の『出雲水清随筆』には、平岡、森のほか高浜左兵衛孝古、高橋平兵衛が上洛し、楽人の辻伯耆（太鼓・笛）、上将監（笛）、窪甲斐（筆築）の伝授を受けたとある（『神道大系 神社編三十七 出雲大社』神道大系編纂会、一九九一年、所収、二八二頁）。
- (3) 井上智勝『吉田神道の四百年』（講談社、二〇一三年）五三頁。
- (4) 「国造北嶋久孝書状写」（『出雲國造北嶋家文書』八木書店、二〇二三年）所収、一七二～一七三頁。
- (5) 西岡和彦『大社町史』第三編第四章第四節三「諸社禰宜神主等法度」と杵築大社「杵築大社の社格向上」（大社町史編集委員会、二〇〇八年）、橋本政宣「出雲国造の永宣旨受領と「出雲国神社惣検校職」」（『二本謙一編著『戦国織豊期の社会と儀礼』吉

川弘文館、二〇〇六年）、同「吉田家の諸社家官位執奏運動 寛文九年吉田執奏一件 争論を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年）

(6) 「謹而言上」は「両国造願書案」、「勘文」は「両国造願書附属勘文案」の名で村田正志編『出雲國造家文書』（清文堂出版、昭和四三年）に収録されている。

(7) 富家文書（島根県立古代出雲歴史博物館所蔵）。

(8) 建保二年八月「土御門院庁下文」。前掲（4）所収、二二七～二三八頁。

(9) 嘉禎二年六月五日「関東御教書」。前掲（4）所収、二四〇～二四二頁。

(10) 文永三年五月廿四日「六波羅施行状」。前掲（4）所収、二五〇～二五一頁。

(11) 建治二年二月「藤原兼嗣袖判下文」。前掲（4）所収、二五一頁。

(12) 文永十二年正月「領家藤原兼嗣袖判下文」（『大社町史 史料編』上巻、一九九七年）所収、三二一頁。

(13) 文治元年十一月三日「出雲国司庁宣」。前掲（9）所収、一八三頁。

(14) 応永三十年「愛寿丸誓約状」か、前掲（9）所収、五三一頁。

(15) 応永三十一年「杵築大社雜掌目安状」。前掲（9）所収、五三六頁。

(16) 前掲（9）所収、三三五頁。

(17) 前掲（9）所収、三九七頁。

(18) 平井直房『出雲国造火継ぎ神事の研究』一二～一四頁。三火の同様の解釈は寛文七年四月の奥付を持つ佐草自清の『媒家伝之神書』（前掲（2）所収）にもみられる。また「大社秘記」には「神魂社者、出雲・熊野大神同社也」とするが、これは自清の他の編著にもみられない独自の解釈である。同書は『出雲水清随筆』にも登場するが、平井氏が指摘するように、これは「勘文」と『出雲水清随筆』以外には大社関係史料には書名も引用もみられない。

(19) 杵築大社では、院政末期より杵築大社の祭祀権者として「神主職」、社家の統率・社務の運営権者として「惣検校職」の名称が新たに登場し、「惣検校職」は領家の藤原氏また源頼朝が補任を行い、また領家の了承のもとに嫡男に譲与されたが、これらは国造のみならず源頼朝や領家藤原氏の意向を受けた在庁官人内蔵氏や、同中原氏が補任されたこともあった（『大社町史』上巻、第三章第三編（一九九一年）五〇二～五〇六頁、五六五～五七五頁参照）。

(20) 『延喜式』卷十八、式部省（上）の規定では、「凡初任出雲国造者。進四階叙。其斎畢奏神寿詞。又進四階叙。進加応至五位者。聴勅処分」とあるが、長保四年（一〇〇二）には、五月十五日に国造に任じられた正六位上出雲孝忠に、六月廿日従四上に叙する旨太政官符をもって出雲国司に通達されている（『類聚符宣抄』）。

- (21) 文治元年十一月三日「出雲国司庁宣」(千家家文書。前掲(9)所収、一八三頁)、
建久五年「出雲国在庁官人等解」(佐草家文書。前掲(9)所収、一九七頁)
- (22) 建久五年三月廿一日、出雲孝房より子息孝綱に宛てた「出雲孝房讓状」(千家家文書。前掲(9)所収、一九六頁)に「杵築大社国造散位出雲孝房」とある。
- (23) 小野家文書「京極高数補任状」。前掲(9)所収、五三二―五三三頁。
- (24) 拙稿「中世神話と出雲神樂―謡曲「大蛇」「御崎」を中心として」(島根県古代文化センター研究論集第二九集『出雲神樂の研究』二〇二三年、所収) 六二頁。
- (25) 小野家文書「後土御門天皇口宣案」。前掲(9)所収、六七二頁。
- (26) 小野家文書「後柏原天皇口宣案」、同「白川家執事信久書状」。前掲(9)所収、七〇一―七〇二頁。
- (27) 自清は「葛木鴨」を『延喜式』に基づき事代主命と答えている。これは同書の神祇八に収める「出雲国造神賀詞」の詞章の一部を「葛木乃鴨能神奈備尔坐事代主命能御魂乎宇奈提尔坐」と解したことに因るのだろう。
- (28) (29) 前掲(5)「出雲国造の永宣旨受領」と「出雲国神社惣檢校職」一一六―一一七頁、一四〇頁。
- (30) 前掲(5)「吉田家の諸社家官位執奏運動 寛文九年吉田執奏一件争論を中心に」三〇五頁。
- (31) 前掲(6)所収。四七九―四八四頁。

(表紙)

「寛文六年三月廿六日」

卯月晦日迄

江戸参府之節日記

佐草自清

(内表紙)

覚書

寛文六年

午ノ三月廿六日同

卯月晦日迄ノ日記

尾州 一、さやち(佐草)神守へ一り半

カモリ(カモリ)万場へ一り半

万場(カモリ)宮へ二り半

此間ニマンバノ渡シアリ

さやち(佐草)対馬へ一り

京にてノ用覚

一、御神室一色入札、庄兵へ下直ニ付而太左殿御申付可在之候由に候、先御神服・

国造殿被下候装束之地見せ候へと御申候へは、漸少きれ出し候へとも、地相悪敷、

其上雲州へ下し申事可被仰付もしれず候間不罷成由、平右衛門出し候地相ハ少兵

衛ハ五増倍もよく在之由、就夫脇へさ、ハリ無之ハ、一色平右衛門ニ被仰付候へ

と平右衛門殿ハ太左殿へ被仰遣候事

一、国造殿装束、表(カモリ)袴、禁色之紋、亀甲ニけんひしと被仰遣候、宮内私ニ存候ハ、

禁色ハ不入事ニ可在御座候哉、此段平右衛門殿申談、太左衛門殿相談仕、行事官

書出し之穀地織之紅梅可仕事

一、平右衛門ハ庄兵へ銀高三貫め四貫め高直ニ候へとも、長々敷損し為不申候間、

地相よきニ申付度候、乍去被仰付にくき様子も御座候ハ、重而可被仰聞候、いつ
かたしも申分無之候ハ、平右衛門ニ御究可被成旨、半右衛門殿ヲ被仰入候

一、筑後行事官入札高直、諸事高上ニ候間、是ハ兩人共ニ無用之由

一、裾も平右衛門ハなく可仕由

一、庄兵ヘニ平右衛門出し候地相見せ候ヘハ、此きれゝ悪敷地にて可仕と存、下直
ニ入札仕候、将又庄兵ヘ無力者ニ候ヘは前銀むたと借かたり候よし、平右衛門ハ
讃岐屋呉服所松屋加兵ヘ一類に候間、加兵ヘ請人ニ立候由、自余之申分も無之候
ハ、平右衛門ニ一色可被仰付由、其段其元御見聞之通無遠慮可被仰付由

一、御宝剣之箱、（海船山下吉左衛門）山下、松下兩人ニ候、入札御越候、少し違御座候、不苦首尾
候ハ、山下吉左衛門ニ被仰付可被遣候、乍去其段半右衛門殿好無之候、太左衛門
殿次第、兩人之内可被仰付由

一、哥仙、久城・宗立、土佐（土佐）と知音ニ付、哥仙一通銀十枚ニ書候ヘとも、小判五両
遣し候ヘと宗立申候由、哥仙大ふりニ板ニ打付、望之ことく書候ハ、十枚にても
書せ候て一段よき由

一、御手箱、最前之通寸方違事無之候、松下五郎右衛門ニ太左殿被仰付之由尤

一、御神服之入申韓櫃（韓櫃）、能格好寸方望無之候、被仰付可被下由

一、齋服、絹と瀑と

一、布衣、かた色と布と

一、素襖、高宮と八構と

右三口、いつれにもつよ地ニ御申付可被下由

一、御畳、にしき緑ニ被仰付可給由

一、客座ノ戸帳、二尺七寸、大鉢錦ノは、二尺二寸御座候、然者五寸せはく候、又
せはく二は、ニおゝせ候とも、いつれもはた道具新敷拵申ニ付高直候由、しから
は二は、ニ被成織せ、切レノ分ハ、おり取屋ニ御もとし候様ニ可被成候、但又御
宝剣之袋などニ成候ヘハ、幸と御申遣候、但二は、とハ、大鉢之二尺二寸之は、

の事ニ候

一、錦・絹等之寸尺付、いつれも大工かねさしにて在之候

一、去夏入札積り帳、去冬之極帳、寸尺少々相違在之候、少宛直段高く候ヘハ、去
冬之究り帳ニ可被仰付由

一、內衣之小袖、さやちりめんにてハ入札ヘ入申しき由、当暮被仰付候ハ、唐
船入津仕候ハ、下直ニ成可申、御見合ニ被仰付由、さやちりめんいたし、まし
銀之所ハ、いか様ニも請合可仕候、左様御心得之由

一、御遷宮、来二月、三月と御申遣候

一、宮大工二人之装束、冬之道具と御申遣候、佐草所存ハ、夏ノ装束被仰付可然と
可申事

一、（美）がく相伝之儀、色々太左殿御情被出、御聞合被仰越、約立申候、是又楽稽古ニ
追而上せ可申由

一、簾之儀、太左殿ヲ被仰越候書付、客座ノ三寸之事、各様御判形御座候目録ニ、
やうらく（腰路）・小房無御座候、去十月被遣候やうらく・小房之御好にて御座候、左様
候ヘは直段高く御座候、御内殿同前之事

一、簾之縁き、新右衛門持参仕候、式十六匁きを（京御簾）三右衛門見申、三十めきれ斗
にて可在之かと申候、三右衛門持参之きれ共ハ、新右衛門きれより下直なるきれ
にて候、是ハ此儀之事、太左殿ヲ御申越候と見ヘ申候簾ヘ一通随分能有御座候
と申来り候、簾之段、半右衛門殿返事ニハ、被入御念被仰越候、三右も下国候間、
被仰越候通挨拶可仕候、先見事ニ出来、大慶申由

一、片岡勘介之御下り、早々御上り之由

一、音楽相伝之義、太左殿ヲ被申越候一札、高倉中納言殿御内、栗津式部才覚にて、
奈良之楽人相伝可申由

一、楽器之内、せう（笙）・ひちりき（篳篥）・笛・太鼓稽古可然候、其外ハ不入事、南登（南登）・京楽
人稽古仕候ニ、右之外けいと、かつこにて候ヘとも、此二つハ覚不申とも不苦候、

尤^(琵琶)ひわ・琴ハ不及申、不入候由

一、舞家ニ生れ候とも上手ニ難成候、併せう・ひちりき・太鼓をよく覚、拍子付、たんれんの後、舞少覚候事ハ、面々之器用ニより可申由、とかく先右之四色稽古可仕候、是も面々家々在之候て、伝授と聞へ申候

一、伝授之人、氏、種生悪敷候へハ不成候、神主・出家にも不相成候、系図正敷人能候由、先様へハ上官之小共可罷出申由

一、かく相伝之後、田舎にて子・舍弟ニ教候て不苦候、然共左様候て我まゝニ未々へ伝候事ハ不成候、国本にてとくと習覚候て、是非一度京都へ上り、右之根本之師ニ相伝之継申定候由、是ハ習覚候後之事也

寛文六年三月小

一、廿六日、白日、未刻より東風、兩人松江参、江戸発足

一、同廿七日、未ノ下刻雨降、早朝ニ岡半右殿参、御柱立吉日勘文并御入用目録出ス、拟封物之儀、一枚たる旧記之写^(千本七ノ巻)千丞越申候ヲ、長谷にて内証にて見せ申候ニ付、一枚ニ儀定申、白銀^(出雲木地御白銀手次兵衛)や与次右衛門ニ御申付候、厚サ三厘ハ大分之事ニ候間、正味金三匁程にて可成と申候、然共延申ニハ金四匁入申由

△其外入用、合点ヲ以申候

△大工儀式ノ目録見せ申候、太分ノコト、菟角六ヶ敷候間、米十五ニカキ切被申候、右之通杵築居被申候奉行善兵衛殿・半介殿へ状ヲ本殿にて被遣候

今日ハ御柱立談合にて日暮、蕎麦切振舞、五郎左殿、佐左居被申候

一、同廿八日、終日雨降、垂^(垂下十郎右衛門)水殿へ半右殿、五郎左殿、佐左、長谷、佐草出合、御神宝京へ片岡太左へ御申遣、佐草請合、日暮十郎右殿振舞

一、同廿九日、午前より雨晴

玄蕃殿へ皆々寄合、江戸へ兩人ニ添状御遣被成、暇乞、其ハ半右殿、佐草、長谷、佐左寄合、御神宝并樂器稽古上下八人、道中在京遣銀もくろミ在之、昨日佐草申

候壁代ノ形懸御目、今日他ニ儀定、太左へ御申遣候

△同日晩、藏人、角^(平岡孝昌)丞^(森角之丞清賢)、喜平次、源右衛門、松江参着

四月

一、朔日 白日

岡半右殿、五郎左殿、杵築へ被参

○同日朝、長谷、樂人四人之者同道にて、半右衛門殿へ参、雜用銀うけ取、垂水殿へも参、佐草ハ足少痛、不参候、半右殿御肝煎、養生申候

同
十一日 白日 東風

松江出船、兩人并樂器稽古四人も同船、夜ノ五ツ半米子着

同三日 東南風烈、馬上難儀、申刻より雨降、板井原ニ四人ハ止宿、兩人ハ新庄へ越

止宿

一、同四日 白日

津山ニ止宿候

同五日、白日、雨風

津山ヲ辰刻ニ出、川舟ニテ銀十三匁立ル、備州和氣迄十里、ソレも同国三石ニ止宿、此所へ潟上^{カタガミ}も三リ也、岡山海東、和氣^{ワキ}も爰へ出合、古キ城山在之、能関所ト見へ申候、九州道也

此宿ノ後、山ノ下ニ、三石大明神在之、(図1) 如此石ノ中ニ小石三ツハラミテ

アリ、太石ハ色黒ク、小石ハ赤ク、三ツノ石色少宛替リタリ、大石ノ高サ壹尺九寸九歩、上ノ横二尺、中ノ三ツ石ノ内、上ノ石長サ四寸五歩、横四寸、下ノ石高サ四寸、横二寸五歩、下ノ石高サ四寸二歩、横三寸二歩、大石ノ形(図2) 如此也、名石也、長谷も同



- アリ、三石を壹里余、有根ノ方、備州ト境有、梨原ト云、舟坂ヲ上リ、峠ヲ境トス、是より東ヲ梨原ノ在所也、三石より二十町斗東ノ坂アリ、是ヲ船坂ト云、難所也
- 有根^{ウチ}片嶋^{カタ}へ三里、片嶋を正条へ十八丁、正条を姫路へ四里、正条出離^{イテハナレ}、川舟渡有、是ハ御倉入・武士荷ニモ一錢ツ、錢ヲ取、百姓ノ私ノ渡船也、有根ヲ出テ渡舟アリ、是ハ錢ヲ不取、此川上赤松也、五里斗在之由申候
- 同六日 白日、申ノ初刻姫路ニ止宿
- 備前岡山を潟上へ六リ、潟上を三石へ三リ、順路一段よき由申候
- 三石を和氣へ三リ、和氣を潟上へハ二リ也
- 同七日 白日、西南風、兵庫ニ止宿
- 同日、加古川にて伴九郎太ニ逢
- 同八日 西南風静也、未ノ下刻を申ノ上刻迄小雨降
- 下人「喜右衛門、六兵へ」煩申ニ付、兵庫を舟にて大坂ニ止宿
- 同九日 青天、午ノ下刻、京ほねや町、升や長左衛門所ニ止宿、鳥羽を平兵へを以稲荷愛染寺へ人遣ス、及暮雲海見廻ニ被参、面談済
- 壁代之事
- 几帳帷トハ、ひとへナルヲ云ト也
- 吉田ハ從二位迄上ル、官ハ少将迄上ル、只今吉田^{吉田康敬}ハ侍從也、烏丸殿末子、吉田家へ養子ニナル、今ハ昇殿シテ宮仕被申由、烏丸殿息女、江戸御奉公
- 上官共叙爵之事語候へは、先祖ノ口宣無之候へは不相成候、但口宣焼失仕ナト、申、奏狀ナトにて望候^{ノゾミ}ハ、可^通義も可有之哉と被申候
- 音楽之事、先日国を雲海頼遣候、聞立候へ者、花園大納言殿ひちりきの家にて、被仰候ハ、左方・右方とて、器物も八人、師匠を取不申候へは不相成由、宮内申様ハ、追付藏人、角丞上り候間、此者共談合可申と申候
- 壁代之事、宮内持参申候旧記出シ、味吟^{ツミギ}申候
- 神祇官預りハ、忌部、卜部、中臣、大中臣、此四姓更ル々々預り、先帝を当今迄
- 平野神主左兵衛預りト雲海語被申候
- 同十日 白日
- 兩申朝食過、山形や吉右衛門所へ宿替仕候
- 同日、片岡太左殿参、留守にて息勘介殿ニ面談
- 同日暮、松現寺見舞
- 同日、辻又兵へ見舞、持参、和布、十六嶋、振舞在之
- 同十一日、白日、太左を使来ル、食過太左^{（長次）}へ兩人、箔^{（京装束）}や新右衛門参会、御神宝之儀
- 兩國造装束、浮紋ト在之候、攝家、清花ハ平紋トテ、手ニサハリ不申候ト平右衛門不審、平紋ニ仕候様ニと申候
- 禁色穀地織^{コメ}
- 壁代之尺寸書付、新右衛門ニ渡置、折型^{フリカタ}同人ニ預置
- 御剣ノ袋、二ツナガラ赤地ニ仕候
- 斎服裏、日光ニハ在之、如何可仕哉と新右衛門尋申候、よく候ハんと申候
- 同日、谷口三右衛門へ見廻、留守、則暮ニ御簾見せ、此方宿へ三右衛門参候、角丞事能頼置申候
- 公家ニテ装束之家ハ、高倉殿、山科殿、此二家也
- 箔や新右衛門宿、室町三条上ル町西側
- 衆人装束之事、先四人分調、残ハ舞何ヲ習候ハんも知レ不申間、知レタル上にて調可申由、太左殿、新右と兩人談合申候
- 同十二日 白雲、辰ノ刻地震、兩人出京、草津ニ止ル、巳ノ下刻を申ノ刻迄雨降
- 同十三日 西風、白日、勢州関ニ止宿
- 同十四日、北風、寅刻を終日雨降、桑名を舟にてさや^{（佐世）}へ上り、泊
- 同十五日、辰ノ下刻を雨晴、青天、西風キオル、午ノ刻を西南風「酉ノ刻雷二三声」
- 三州藤川ニ泊、同日芋川宿にて阿蘭陀人御年頭ニ参府罷上ルニ逢申候、但四人也、

長崎奉行衆侍二人付申候

一、同十六日、白日、西南風、遠州浜松ニ泊ル

一、同十七日、辰刻五雨、未刻五甚降、嶋田ニ泊ル

一、同十八日、終日雨降

阿部川(安徳)へ出ル、川渡四人ツ、亍人ニ四十文、蒲原泊

一、同十九日 白日

菅根ニ泊

一、同廿日、曇、申ノ刻雨降

藤沢ニ泊、嶋津殿、小田原ニテ昼休

一、同日、村松民部殿、大磯ニテ面談、中彦進、北内藏ヘ状、内衆ニ頼言仕ル、上

書、岡半右殿ヘ仕ル

一、同廿一日、昨夜五雨甚降、巳ノ下刻天晴、西南風激

未ノ下刻品川着、泊、平兵ヘ江戸麴町両替や長兵ヘ所ヘ状遣ス、宿ノ事申遣ス

一、同廿二日、白日、辰刻江戸着、両替や長兵ヘ所ヘ宿ス

○同日、訴状文牒并勘文、佐草仕直ス、勘文ハ初而仕ル

○同日、夜ニ入、塩見殿ヘ見舞、留守、先刻手紙遣し候

○同妹尾治部殿ヘ面談、一城七郎兵ヘ殿面談

○同廿三日、白日、少地震、兩度仕

朝、塩見殿ヘ参、御差図次第二村將監へ可参と申、留守ニテ罷帰、未刻、小兵ヘ殿ヘ使、將監殿見廻申様ニと、則小兵ヘ殿参、只今ハ殊外御取込之由、我等共控縮ツミニテ罷在候、御差図次第二可罷出候、將監殿ヘハ御見廻可申由、則將監殿ヘ状持参、御留守ニテ、申置候

○同日、山中忠左面談、去ル十一日、御家督被 仰出、同十三日御目見、御家老衆

乙部殿、村松殿、大橋殿、内匠殿、庄左殿、主計殿、如此次第

一、同廿四日、白日、塩見殿ニ路次ニテ面談、將監殿差図ヲ請、近日奉行所ヘ罷出

様ニと將監殿面談、明日御目見之事申、訴状案書見せ申候

一、同廿五日、西風、白日、天神ヘ参詣、其ハ御屋敷ヘ参、左太殿同道ニテ広間ヘ

出ル、黒沢三右奏者ニテ御目見、將監殿御取成、兩人持参扇箱二本入銘々、

信州様御意ニハ、随分被入御情思召候、近日社奉行衆、美作殿ヘ参候ヘ、塩見同

道申候ヘと小兵ヘ殿ニ被仰付、退出之後、御料理被下、扱証文共黒沢見被申*

○寺御麩や富柳材高東烏室新西油堀

*訴状ハ宮内仕タルよく、勘文三右被仕、請書山中忠左仕、其後小兵ヘ、美作殿ヘ被参、兩人同道可申由ニテ罷出候、作州御出之由ニテ、兩人ハ不参候、今朝信州様御意ニハ、御社奉行衆ニ御面談被成候ハ、直ニ御物語可被成由、扱又本田美作殿御頼可被成旨御意ニ候

○勘文、黒沢三右衛門殿引なをし被申ニ付、北嶋ハ惣檢校職之証文、土御門院下文、泰時・時房合判、六波羅、証惠・惟康御判建治二、合四通出シ申候、今度之証文之随一也、千家殿ハ何カ取合卅八通持参申候内撰ミ候ヘとも、惣檢校職之証文惟康御判、文永十二義孝ヘ下文迄通在之候ヘとも、大社造宮阿式社ノ寸法ヲ用可申ト不入文牒在之、其上建治ノ証文よく候間、是ハ不入物ト申候而文永十二ノ下文ハ出シ不申候、文治元年十一月三日、侍待兼大介藤原行宣孝房国造補任ノ証文一通、勘文ニ書ノせ出シ申候、扱又日御崎檢校清政ナ申両家社奉行ヘ檢校職ハ、国造殿ハ往古ハ補任之書物一通、愛寿丸書物一通、檢校事ニ付国造ハ公儀ヘ訴状之控一通、右三通撰ミ出シ、御屋敷ニテ小兵ヘ殿、縫殿殿、番石、三右ニ見せ申候、右千家殿ハ証文三十八通之内、御崎之証文十三通持参申候

○同日夜ニ入、塩見小兵ヘ殿ハ宮内、右兵呼ニ来、参ル、訴状勘文とくと披見、証文等見候ハんと被申候、則見セ申、証文引合、見セ申候、扱訴状月日、今朝御屋敷ニテ兩人窺候時、正月と申候ヘ共、延引ノ断ハ信州様ハ社奉行衆ヘ被仰断候間、烏乱ニ思召候ハぬ様ニ四月ノ日ニ仕候ヘと小兵ヘ殿御申、則山中忠左モ呼寄、訴状・勘文書直シ候ヘと御申渡候、同河内殿御月番ニ参様ニ来月可罷出ト談合被申

候

一、同廿六日、午ノ刻^{（松平近吏）}雨降、梅十郎左へ兩人參、面談、上野様へ御目見之事頼申候、少宛兩度地震

○同日、神火神水ノ勘文下書、佐草仕ル

一、同廿七日 終日雨降

杵築狀「民部殿父子・斎一紙、内藏・作左へ一紙、兩家上官中へ一紙、樋口七兵へ下国之由、梅十郎左殿御知せニ付、梅源太殿へ上書ニて遣ス、源太殿へ狀遣ス」
一、同廿八日、雨降、上野様へ御目見、扇箱、兩人罷出ル、奏者十郎左衛門殿、其後信州様へ御目見、次將監、左太殿、小兵へ殿御礼仕、帰

○同日、昼、御屋敷罷出、神火神水勘文御引直シ被下候へと三右殿頼、則書付給ル、但佐草下書ニ相違無之候、令義解取寄、見せ被申候

○黒沢三右物語、此頃伊勢内宮藤波太夫修理、信州様御祝儀ニ參府、語被申由、今度内宮慶幸院ノ比丘尼上人事、御社奉行ト伊勢ノ奉行桑山猪兵衛御談合、被仰渡候ハ、伊勢ハ余社ニ替り忌僧尼、然ニ、

上様へ御祓差上申事、不似合候と被仰候へ共、信長、秀吉勿論、家康公御代々差上申候へ共、上意ノ上ハ菟も角もと被申候、左様候へは宮川ノ外ニ寺院ヲ望候へ、其辺ニテ五百石ノ地ヲ可被下と被仰渡候、忝由尼申候、左様候ハ、親采女と申申者、御祓差上申様ニと訴訟申候、則采女ニ二百石新地被下、公方様内宮ノ御師ニ被仰付と也、采女ハ禰宜筋目ニても無之地下人之由、物語承申候

○同日、酉ノ刻地震、半時斗、夜ニ入□主長兵へ、白銀や伝兵へ、柄貫喜兵衛、梅庵父子ニ饅飴振舞

一、同廿九日 霧雨時々降、暈

巳ノ刻御屋敷へ罷出ル

〔表紙〕
寛文六年五月朔日^{（表紙）}

六月廿日迄

諸国神社へ御触書

之儀ニ付江戸參府之節日記

佐草自清

〔内表紙〕
寛文六年午五月朔日ヨリ

同六月廿日迄日記

於江戸覺書

寛文六年 五月 小 六日五月ノ節

一、朔日 辛巳 西北風、終日雨降

信州様へ兩人御目見、次ニ右近様へ同断「是ハ扇二本入箱、奏者中条吉左衛門」、次ニ上野様色代迄參、村松將監殿參、昨晚^{（式目）}食傷煩面談無之

○令義解用文拔書仕ル

○同日、御屋敷兩人罷出ル、御酒給ル

勘文清書調

○同日、雲州飛脚到来、去月廿一日松江出ル、岡田半右殿、五郎左殿、半之助殿、善兵へ殿連狀、十四日ニ御柱仮立三本立ル之由、所存之外安ク立申由、將又大鳥居、別火ノ方石垣出来、佐草方之石垣も近日も築懸り可申旨、扱又佐草家普請も奉行申付、近日も立懸り候はん由被申越候、此狀卯月十五日ノ日付也、此便ニ佐草書中ニ内藏助狀も来ル、千主水、中彦進^{（式目）}兩人へ連狀

一、同二日、西北風烈、夜前も大雨降、午ノ刻晴、風猶烈シ、巳刻雷數十声、卯刻塩見殿^{（式目）}使、此大雨ニて奉行所へ同道難成と、此方^{（式目）}も使遣ス、今日ハ不參候

○未ノ刻^{（式目）}天晴、風定

○信州様御部屋住^ら御召遣之衆今村左大夫「二百加増^(六)ニテ」千石、平賀縫殿助「六百石ノ加増ニテ七百五十石」、黒沢三右衛門「貳百石加増ニテ六百石」、太田伴右衛門「三百五十石ノ加増ニテ五百石」、右ハ今日被^り仰出候、則^ち両人之者共も銘々悦ニ見廻申候

○勘文、昨日認申たるニ、之ノ字一字ノ落タルヲ、ワキニ付候ヲ、自清吟味申候へ者、黒沢被申候ハ、勅書ニも二字迄ハワキ付不苦故実在之由被申候へ共、公儀へ態と訴申勘文、一字ノ落ニテモ、ワキ付ハ略儀無礼と存由塩見殿へ申シ断、山中忠左へ御申付、書直シ申候

一、同三日、東風、天快晴、早天塩見殿同道ニテ佐草、長谷御借馬ニテ井上河内殿へ伺公^(候)、御留守、信州様^ら御使ノ口上伏屋助六ニ塩見殿被申置、加々爪甲斐殿参ル、是又御留守ニテ、奥津武兵へニ塩見殿口上申置、帰ニ河内殿門前ニテ尋候へ共未御帰宅無之由ニテ罷帰ル

一、同四日、東風、青天、天神法楽

草分て世に引はやす菖蒲哉

自清

○山中忠左見廻被申候

○相棚之伝兵へ、喜左衛門、喜兵へ、大屋ノ長兵へ、甲田庄左^ら粽くれ候

○山中忠左物語、昨日加々爪甲斐殿^ら信州様へ使、今朝者大社之者共ニ御使者御添被下候へ共罷出候、重而ハ御使之添被成候ニ不及候、証文共見可申由と云々

○京極丹後殿^(高田)「丹後城主、七万石領ス、親父ニ不孝」国之仕置、百姓あたり悪敷主也、昨日流罪ニ被^り仰付候、丹後ハ奥州南部大膳殿へ御預ケ、子息近江^(高田)ハ藤堂大学^(高次)殿へ御預被成候由

○塩見殿^ら鎌倉海老一折^五、干鰯一折^三、粽一把^十、送給候

一、同五日、辰下刻ヨリ雨灑、夜ニ入猶降

○信州様へ御目見、上野様同断、慶台院様^(慶義院)へ御色代迄罷出ル、扇二本入箱^二、兩人差上ル、高橋甚兵へ頼置、其後御家老渡部二郎右衛門殿へ兩人見廻、次右近様へ

御礼ニ伺公、中条吉左衛門頼^ミ、帳ニ付、次御家老衆、出頭衆不殘御礼ニ罷出ル、佐々木道慶へ宮内扇子二本入箱持参、亦長谷ハ無持参ニ見廻

○一昨日、加々爪甲斐殿^ら信州様へ参候書状、塩見殿へ宮内申候而もらい、山中忠左^ら越被申候

一、同六日、北風、夜前^ら雨降、巳刻^ら晴暈不定

○明日御奉行所へ可召連哉と窺ニ塩見殿へ兩人参ル

一、同七日、東風、卯ノ刻^ら雨、晴

塩見殿同道ニテ河内殿へ兩人参、信州様御使之口上塩見被申、奏者安部貞右衛門、河内殿此中御咳氣ニテ端午ニモ登^り城不被成、併大形能候間、近日両国造使者ニ面談可申との御返事

○万介様、此中御咳氣之由、塩見小兵殿^(万介)御申ニ付、御屋敷へ見廻申上ル、御本復被遊候由

○勘文之内、悪敷所在之候ヲ、山中忠左頼、書なをし申候

一、同八日、国元へ飛脚便ニ半右殿へ状遣、又大坂へ御遣候平野五郎左殿父子、荏部九右、坂部半兵へ状、岡田善兵へ殿^ら高田五左殿へ状、小泉助進殿請取ノ裏判此書中ニ認遣ス、杵築へ上官中へ状、民少殿父子、斎式部、七五へ連状、内蔵、作左へ、民部、垂水殿へ連状、玉井源兵へ、佐左へ状遣ス、山中忠左迄持せ遣ス、御飛脚便ハ岡田弥五左殿御知せ候

○甲田庄左へ兩人参

○同日、塩見小兵へ殿へ兩人参、明日河内殿、甲斐殿へ罷出見可申由談合申候

○日向庄介子二人樽二持参、見廻ニ来り申候

一、同九日、天快晴、辰ノ初刻ニ兩人御かし馬ニテ河内殿へ参、御咳氣御本復ニテ今日始広間へ御出、訴訟人ニ御面談、両人之儀奏者披露、罷出候へと御座候而罷出ル、被仰候ハ、何用ニテ参候哉、宮内申上候ハ、去年神社へ被下候御朱印御条目之写拝見仕候、其内御断申上度事御候而参府仕、先日両度参上、信濃殿^ら使者

御差添被成候、御不例之由、今日者御機嫌窺之ためなり罷出候、御訴訟之義者両国造訴状懷中仕候と申、則出シ申候へはよミ候へと御申ニ付、御前近ク罷寄、読申候、河内殿被仰候ハ、大社者各別ノ事ニ候、永宣旨在之候哉と御申候、宮内申候ハ、いか様院宣、鎌倉將軍家之御教書共数通御座候、大跡勘文仕、持参申候、尤証文も持参申候と申上候へは、訴状勘文預置候へ、来ル十三日ニ罷出候へと御申候、則両通御内々安部貞右衛門ニ渡し置退出、其ハ甲斐殿へ参、此頃御咳氣ニて御面談無之、丸三右衛門ニ面談申候、扱訴訟之様子委細申候、三右申様ニハ、吉田之許状取申たる者も在之候哉と申候、此方申様ニハ、式外之八幡、権現など、申神主共取申者在之候、國中吉田ノ許状ハ、十人ノ内一人二人にて御座候と申候、菟角御公儀ハ有様之義御申可然と申候、扱国造他出不申と承候、天子も行幸在之と申候間、此方申候ハ、国造他出も在之候へ共、斎戒不断仕ニ付、かりそめ他出申二も一夜泊二も仮屋を懸、宿仕躰ニ候、只今小身にてハ難成事と申候、三右被申候ハ、大社ノ義、国造殿ハ公儀ニも崇敬ニ思召候、当春筑後高良明神ノ神主訴状出シ申と神主参府仕候、永宣旨なども在之様ニ見へ申候へ共、其身ナリサカリタル躰ニ候へは訴訟不叶、帰国申由語被申候、十三日ニ可罷出と申、罷歸ル

○同日、御屋敷へ罷出、将監殿ニ懸御目、河内殿にてノ様子申候、縫殿殿、三右なと二語、小兵へ殿御前ニ候而、不克面談候

○同日、岡田半右殿去ル廿六日之状相達申候、同武左殿京ヲ遣ス状之返事在之、半右殿御用ニ付廿三日ニ松江御越之由

○同日、岡弥五左殿へ見廻、其ハ梅十郎左へ夜咄、そは切出ル、右兵も被参候、木村平六ニ近付罷成

一、同日、白日、無異事

一、同十一日、西南風、白日、浅羽三右へ兩人見廻、扇子二本入二箱、面談、訴状勘文見せ申候、則勘文所望被申ニ付、自清自筆案書遣ス

○同日、湯島天神、東叡山見物ニ参

○同日、湯藤左見廻被申候へとも、不能面談

○同日、夜ニ入、八百屋権兵へ茶振舞申候、鰐鮓出ス、此間ニ地震少

一、同十二日、西南風、白日、辰ノ刻地震、三刻余ノ間、明日河内殿へ可罷出候ハんと存懸、塩見殿へ兩人参、留守にて申置

一、同十三日、白日、東風、卯ノ下刻ニ兩人御かし馬にて河内殿へ参、去ル九日ハ甲斐殿御咳氣にて、今日御寄合、社家、出家訴訟ノ者共五十人斗、五六番目ニ兩人被召出候、甲斐守殿被仰候ハ、何用ニ参候哉と、此方申上候ハ、去年神社へ被下候朱印御条目之写拝見仕、難有奉存候、就夫御断御座候ニ付参府仕候、両国造訴訟之趣者先申訴状ニ奉^レ上委細御座候と申上候、甲斐殿未訴状御覽不被成と相見、河内殿御意ニハ、訴状在之と甲斐殿へ被仰候、扱河内殿御意ニハ、永宣旨在之候哉、定而有間敷と被仰候、宮内申上候ハ、証文持参仕候、則御覽可被成と候而、懸御目候、被仰候ハ、装束之儀者、將軍家之御下知ニ不相成候、公方様御装束ヲ始、末子勅許ノ御許にて無之候へは御着不被為成候、土御門院宣ノ内、若文章能事も在之候哉、則儒者衆被罷召出候、併宮内よミ候へと御意ニ付、御前近にてよミ申候、是も国造之威光斗にて、永宣旨にてハ無之候間、此時節ニ永宣旨取候へと御意被成候、宮内申上候ハ、難有御意ニ候、国造奉願事ニ御座候へ共、只今証文御覽被成候通、頼朝御代ハ惣檢校職之事、武家御綺にて御座候故、天子へ奏問久敷中絶仕候上ハ、国造も経奏問候而ハ難調候ハんと奉存候、同者乍恐御執奏御吹笙状頂戴仕度奉存と申上候へは、それはハ成事と被仰候、扱甲斐殿御尋被成候ハ、国造ハ雲州にてハ神ノことく申かと御意候、申上候ハ、国ノ諺ニ、出雲ニ無神、以国造為神と申ならし、おもく敷仕と申上候、甲斐殿被仰候ハ、尸にて御座候と御申候ハ、河内殿いかにも其通ニ候、唐ニも在之候、子ハ祭人にて候故、孫ヲ尸ニ仕と被仰候、日本にてハ出雲ノ国造カ尸ト被仰候、扱河内殿御意ニハ、日御崎ノ神ヲハ何と心得申候哉と御尋被成候、宮内申上候ハ、神名帳、

風土記ニも社ノ名ハ御座候而、神名無御座候、御崎ノ社家ハ五男三女ヲ祭タルと申候、風土記ヲ見申候へは、大己貴ノ離宮サウニ御座候と申上候、次ニ御崎之社家之儀御尋被成候間、檢校と申候、昔ハ国造手下ニて御座候キ、六七代已来ハ位階仕候と申上候へは、甲斐殿御意ニハ、御崎之檢校さへ伝奏ヲ持申候、国造之伝奏無之事、比興と被仰候、次ニ河内殿御意ニハ甲斐殿ニ河内殿御語被成候ハ、日本ニて素盞烏、大己貴大功ニ勝ル神ハ無之候、天照大神へも後ニ御讓被成候へはこそ、其御杖代之国造ニて候へは、一国之惣檢校無余儀事ニ候、以勢ニも皆々伝奏被為付置候、国造も伝奏を以可然と被仰候、難有奉存候、御吹拳は被下候へと申上候、江戸も執奏不被成候而ハ成間敷義ニ候、御老中御請合可被成と御申候、扱河内殿、本願ハ何と仕候哉と御尋被成候、宮内申上候ハ、如何仕候哉不存知候、其時分致参府、節々御前へ罷出候と申上候、如何ニも其通と被仰候、宮内申上候ハ、御両所様御取持を以御造宮首尾能被仰付、万々難有奉存と申候へは、河内殿仰ニハ、御造宮如何程出来申候哉、御柱材木なと調候哉と御尋被成候、宮内申上候ハ、出羽殿被入御情、奉行数十人被申付、御柱材木も御求候而結構ニ被仰付、御本社当年中ニも大形出来可申哉と申儀ニ御座候、古今珍敷御造宮、難有儀と申上候、一段之事と被仰候、次ニ甲斐殿へ河内殿御語被成候ハ、御崎御造宮之事、大猷院様ハ大社と被思召被仰付候、皆々不念之儀と御申候、訴訟人数十人詰罷在候間、兩人ハ奉頼上由御礼申退出、其屋敷へ参候へ共、今日ハ高真院殿百ヶ日ニて御家中御留守、不懸御目、及暮塩見殿、三右殿、何へも語申候

○建治二年ノ下知状も、院宣同前ニよミ申候

○同日、上野様、右近様、新地御拝領御礼ニ登城、信州様御同道被為成候

一、同十四日、白日

朝、屋敷へ罷出、将監殿、左太殿へ様子語申候、塩見殿委細御前へ兩人昨日御社奉行衆御勤頃之様子御披露、同日晚兩人御目見仕候、御意ニハ、大社之御手柄、無比類事ニ候而、御太悦ニ思召被成候と御意為被成、兩人ニ御料理被下候へと御

直ニ御意被成、則左太殿奉行ニテ御料理被下候、其後塩見殿へ礼ニ参候、扱又塩見殿、三右殿へ兩人申候ハ、昨日社奉行衆御勤頃之様子申上、信州様被聞召、大慶被遊候通、河内殿、甲斐殿御使被遣被下候様ニと申候、三右殿被入御情候へ共、序無之候へは、被仰上かたき由ニ候

一、同十五日、白日

朝、屋敷罷出候へ共、御目見遅々候間、河内殿、甲斐殿へ御礼ニ参、御帳ニ付申候、丸三右、国造之様子委尋聞被申、語申候、諏訪大祝部禁足ニて、御当地へも使者ニて御礼申上候、是ハ合点不参候、大社国造殿者斎ニて他出造作難成、断ハ尤ニ候、大祝部ハ断立不申と被申候、是も今度之御条目之儀ニ大社之並可有御座候間、其ヲ承候而之事ニ可仕と申候由語被申候、其屋敷へ罷帰、主右殿ハ談合将監殿へ一昨奉行衆御勤頃ニ御意被成候前角、兩人ニ御使御差添被成候首尾ニ候間、様子被聞召候通御使被遣被下候様ニ御取成奉頼旨申候へ者、則黒三右殿御申上候へと将監殿被仰、則刻三右御申上候、則一色市右衛門御使ニ被仰付候、御口上両国造使者先日罷出候処ニ、御勤頃ニ被仰聞之由委申聞、於信濃守も大慶仕候、弥可然様ニ頼存候旨被仰遣候、河内殿ハ御留守ニて市右申置、甲斐殿ニ懸御目、直ニ御口上申候、御返事ニハ、御使忝存候、大社之兩人様子承、河内と請合仕候、いか様懸御目可申上との口上、返事之趣、直ニ市右口ヲ承候、三右殿を以兩人難有奉存旨御取成被下候へと申置候、将監殿、三右殿庫長屋へも一礼ニ参候

○同日、岡弥五左殿へ見廻、咄申候

○同日、河内殿ハ信州様へ使者、今日者大社之者共之儀ニ御使承届申候、何様懸御目可申候由

一、同十六日、東南風、白日

千主水、北内蔵、佐斎、梅源太殿、向掃部、別式部状到来、梅十郎左へ同源太左殿来ル

一、同十七日、夜前ハ東南風烈、白日、夜ニ入小雨灑、晴

○岡田半右殿、五郎左殿、善兵衛殿、半之介殿^{（助）}、去ル朔日之連状到来、卯月卅日心御柱立首尾能御神事調申旨、近国^{（近）}参詣群集之由、前角天氣しけ候へ共、晦日ノ朝^{（朝）}天氣能、酉戌之刻ニ御柱ノ封物調申由、翌日朔日ニハ洪水出候由、御神力奉感悦と申来候、大水出申候へ共、新川水行能候由

○石州津和野ニて鳥居ノ大材木、槻も買調申由

○大鳥居入ノ石垣、大形出来申由

○大坂^{（大坂）}廻し候槻材木、不残去ル十三日ニ舟積仕候由、小泉助進^{（助）}来候由

右之通委細申来ル

一、同十八日、西南風、白日

今日、御内寄合ニ付、卯ノ下刻ニ御かし馬ニて河内殿へ兩人罷出ル、訴訟之者共十人斗罷出、目見仕候、次ニ兩人罷出候、河内殿へ御意被為成候へ、兩人之義、昨日御老中へ御申被成候へは、一段御挨拶能候間、心安ク存候へと被仰候、宮内申上候へ、扱々難有奉存候、偏ニお前様之御取持難有と御礼申上候、次ニ河内殿御意ニハ、先日差上申候勘文ヲヨミ候へと仰ニ候、則宮内お前近ク参、一返ヨミ申候、扱河内殿仰ニハ、穂日命ハ男^{（男）}躰か女^{（女）}躰か御尋被成候間、宮内天照太神第二ノ御子と申上候、次ニ令義解ハ、一条太閤兼良ノ御述作かと御尋被成候、宮内申上候へ、日本紀纂疏^{（日本紀纂疏）}小兼良公ノ御述作と承候、義解者淡海公不比等御述作之令ニ、清原夏野奉勅、小野篁、菅原清公などノ儒者十一人トシテ撰シタルト見へ申候と申上候、次ニ御尋被成候へ、地祇之内、葛木鴨ノ御神躰ハいつれかと御尋被成候間、事代主命と延喜式ニ見へ申候と申上候へは、左様ニて候、葛木ノ鴨ヲ事代主と歌ヨミタル歌在之と被仰候、次ニ出雲熊野も伊弉冊かと御尋候間、旧事記^{（旧事記）}ニハ左様見へ申候、延喜式ニハ伊弉諾と御座候、御両神御座候と見へ申之由申候、次ニ神火者穂日命残シおかせられたる火ニて候哉と御意被成候間、左様ニて御座候と申上候、次ニ神水之事、真名井水ハ天上ヨリ瓊々杵尊御取降、伊勢ニ在之候、出雲ニ在之事不審なりと御申候間、宮内申上候へ、穂日命ハ五男之第二ニて御座

候故、是ヲ御分取降候歟、真名井社ノ義、風土記、延喜式ニも御座候と申上候へは、左様^{（左様）}ナ^{（ナ）}キ^{（キ）}にて候やと被仰候、次ニ義孝ヲ只今国造迄ハ何代かと御尋被成候間、十五六代と申候へ者、穂日^{（穂日）}当国造迄ハ何程かと御尋被成候間、六十代斗と申上候へハ、其ハ代カ少キと御申候間、宮内申上候へ、恐多キ申上事ニ御座候へ共、天子様ハ近年中ニ御父子様五代斗ニて御座候、^{（御座候）}困^{（困）}死^{（死）}未^{（未）}讓^{（讓）}キ^{（キ）}テ御座候神武天皇^{（神武天皇）}御^{（御）}の^{（の）}伝^{（伝）}ハ、只今ノ仙洞様迄ハ七十代斗ニても可有御座候はん哉、国造ハ死去讓ニ仕候、或ハ孫などニ譲リタルモ有数代御座候と申上候へは、可有左様事と御意ニ候、次ニ申上候ハ、資忠事、東鑑ニハ出雲姓ニマギタル書様ニ御座候故、彼カ姓中原と書申候と申上候、右勘文ヨミ申半へ、甲斐殿御来儀被成候、先今日ハ宿へ帰り候へと河内殿被仰、罷帰、御屋敷へ参、黒沢三右を以信州様へ右躰申上候へは、則御前へ被召出、社奉行衆ニて申タル次第御聞可被為成と御意ニて申上候、御前ニ湯島天神別当喜見院堯盛居合被申候、村松将監殿、弥一右殿、三右殿、猪右殿罷居被申候、様子皆々へも語申候

一、同十九日、西南風、寅ノ刻雷^{（雷）}数^{（数）}声、大雨、即刻晴

塩見小兵へ殿へ見廻、御留守ニて面談不申候、妙歩ニ御中屋敷ニて面談

○国本へ状認、訴状勘文自清自筆ニて写遣ス、江戸ニて御公儀向首尾能段委細ニ自清認候而、両家上官中へ遣ス、神光寺墓所不見様ニと申遣ス

一、同廿日、東北風、戌刻小雨降

岡半右殿、五郎左殿、善兵衛殿、半之介殿へ連状ニ委細両度之返事仕ル、民部殿父子、別火式部、佐斎へ連状、宮内^{（宮内）}内蔵助状^{（内蔵助状）}、嶋市丞、向掃部へ、民部ニ宮内^{（宮内）}遣ス、玉源兵、茂左、庄介、兩人^{（兩人）}

右両日認申状、上包廿一日ノ日付ニ仕

一、同廿一日、東南風、寅ノ刻地震半時斗、卯刻^{（卯刻）}小雨終日灑

○御屋敷ニテ料理被下、昨日認申、国本へ之状塩見殿頼渡ス、上書岡半右殿、五郎左殿ニ仕ル

○去ル十八日、河内殿へ申上趣、委塩見殿へ今日語ル

○岡半右殿、平五郎左殿、岡善兵へ殿、松井半之介殿去ル九日ノ連状今日到来、杵築此比天氣惡敷、漸今日能候而、御本社大桁大梁、中引物ナト引上ケ申候由、将又大鳥居、馬場左右之石垣出来、佐草、別火両屋敷打廻シ石垣ニ取懸リ申候由申来ル

○去ル十二日ニ写ス、此比日本諸大名小名之中、善惡之事

△五聖人ハ (徳川光圀) 水戸宰相 (板倉重矩) 板倉内膳 (鈴木重辰) 鈴木伊兵へ (三) 西尾主水

五 (石谷成勝) 石谷市右衛門

△七賢人ハ (池田光政) 松平新太郎 (浅野長治) 浅野因幡 (保科正之) 保科肥後 (板倉重直) 板倉筑後

七 (松浦重信) 松浦肥前 (加藤泰義) 加藤美作 (若林六郎左衛門) 若林六郎左衛門

▲十悪人 (京極高国) 京極丹後 (酒井忠直) 酒井修理 (真田信利) 真田伊賀 (松平直良) 松平大膳 (松平昌勝) 松平中務 (関長政) 関但馬 (大蔵源右衛門) 大蔵源右衛門 (本多政勝) 本田中務 (是) 猿樂也

一、同廿二日、東南風、夜前ら小雨灑、申ノ刻晴、夜ニ入又灑

一、同廿三日、東南風、夜前ら雨降、未刻晴

○片岡太左へ状遣、楽器稽古ノ平岡藏人なと状遣ス

一、同廿四日、天晴、及暮雨灑

村松将監殿、塩見殿、左太殿へ見舞、御屋敷へ罷出ル

○同日、少二郎所へ兩人出ル

一、同廿五日、西南風静、雨時々降

湯藤左衛門見廻被申候

○同日猪飼勾当子、松田権丞今ハ彦兵へ見廻、兩人へ金二歩かし候へと申候へ共、手前不自由ニ付銀式十日取替申候、此銀勾当ら返弁被申候へと彦兵へら勾当へ状遣ス

○同日、天神法楽

かけたのミ雲の上見るあふち哉

自清

○同日、空海劍之袋ノ錦切、後藤加兵へら持せ、うけ取申候

一、同廿六日、西風涼、終日曇、戌刻ら雨降

○日向庄介子、池田平八、同右門より大栗一折七十七持せ越ス

一、同廿七日、卯ノ下刻雷一声「辰巳ノ方ニ鳴」東南ノ風、辰ノ下刻ら雨甚降

○今日御内寄合ニ付河内殿へ兩人参、懸御目、御意候ハ相待候へ、今日ハ御用無之由、即罷立候、甲斐殿者兩人門へ罷出候時御出被成候、罷歸候而屋敷出、黒沢三右殿、塩見殿なとニ様子語申候

○同日、御屋敷にて石原九左殿、妹尾清左殿一所ニ候間、一昨日者空海劍之袋錦切御戻、慥うけ取申候、返申候、九左殿被申候ハ、劍ノ箱二重ニ念を入仕せ候へと御意之通岡半右へ申遣置候由御申候、袋ノ裏当地ニテ縫せ可進由、但九左自分ニ可仕之由被申候間、御礼申と申候キ

○同日、村松将監殿へ見廻申候、帳ニ付置申候

○同日、岡弥五左殿見廻被申候

一、同廿八日、西南風烈、天晴

兩人御屋敷罷出、信州様へ御目見、次上野様、将監殿、塩見殿、左太殿へ礼ニ参

○同日晩、甲田庄二郎来、振舞申候

一、同廿九日、東北風、朝暈、巳刻より天晴

○浅羽三右殿へ参、咄承、其より下谷ノ古書物見ニ参

○長谷ハ浅草并角田川見物ニ参

六月 大 八日六月節ニ入

一、朔日、庚戌、日蝕九分半「未申ノ時」、天晴、東風

信州様へ御礼申上御目見、次ニ慶泰院、上野様、将又家中衆礼仕、食過而河内殿、

甲斐殿へ御礼参、帳ニ付帰、右近様へ御礼申上、中屋敷中御礼申

○同日、日向庄介子平八所へ見舞、子共并八右衛門息女おまんニ面談
一、同二日、東北風、終日暈

無異事

一、同三日、東北風、終日暈「戌刻雨降、即刻晴」

○中嶋斎庵入来

○梅十郎左殿へ夜咄ニ参、同水野殿より干飯三袋給ル

一、同四日、東北風、天暈、午後晴「東南ノ風ニナル」

天神法楽

玉川ハ千里にあまる泉哉

自清

武州玉川ヲ当方様上意ニテ七里ノ行程、府中ヨリ江戸中へ下樋ニテ家々へ大名・町中へモ水ヲ沢山ニ取申候、此心ヲ以テ仕候

○同日、両人屋敷へ出ル、左太殿、塩見殿へ面談、岡田弥五左殿へ見廻、此頃ニ御腰物奉行ニ祝浅之介両人被仰付候由、前ノ川崎六郎左、森義左衛門役也

○同日、西ノ刻地震、戌刻ハ雨降、暁天晴

一、同五日、東風、晴暈終日不定

○熊谷退庵入来

一、同六日、東南風、晴暈

異事無之

一、同七日、終日暈、時々小雨降、晴、戌初刻ハ甚雨降、西北風烈、亥ノ刻地震、子刻青山稲葉能登下屋敷火事

○同日、朝御屋敷へ両人出ル、弥一右衛門殿、清左殿ニ面談、其ハ将監殿、左太殿、塩見殿へ見廻、面談不申候、弥五左殿見廻申候

○同日、夜小倉道安、仙石寿斎咄ニ入来、饅飩、酒出ス

一、同八日、夜前ハ甚雨、辰初刻晴、青天北風静也

○雲州ハ岡半右殿状、千民殿父子、斎介、北内蔵助状、中彦進連状、市承連

状、五月廿三日何も同付也、御屋敷ハ大塚弥三兵へ持せ給ル、右之状共半右殿書中封入来候

一、同九日、西北風、青天、六ツ半時ニ加々爪甲斐殿へ両人馬ニテ参、河内殿辰ノ

刻御出、甲斐殿へ御意被成候者、今年ハ前々ち出家ノ訴訟人少御座候、坊主共近付ラレ候而、とかく公事ニ出ヌカ能と致遠慮と見へ申と御申候、其後出家訴訟人

罷出候、次ニ両人罷出候、河内殿御意ニハ、公儀ハ早速難成物ニ候間、もちと待候へと御申候間、宮内申上候ハ、如何ニも御意被為成通ニ御座候、私共節々罷出

候事遠慮ニ御座候へ共、今日ハ御寄合日ニ御座候故、御目見斗ニ罷出候と申上候へハ、甲斐殿被仰候ハ、尤ニ候、寄合日ニハ必出候へと御申候、又河内殿御意ニ

ハ、其方などの事無相違候、来ル十八日前ニハ願ノことく埒明可申間、左様心得待候へと御意被成候、難有奉存と御礼申退出、将又訴狀勘文ノ写自清自筆、丸三

右見申度内々被申候間渡置、罷帰、御屋敷へ参、右之様子塩見殿、三右殿、将監殿、何へも申、帰

○同日、足立十郎左見廻被申候

○同日、甲田庄次へ参、買物銀子渡ス

○同日、雲州へ御飛脚参由、屋敷ニテ承懸、両家上官中へ状、岡半右殿へ状「遣ス、妹尾清左殿頼申候

○同日、垂水十郎右殿ハ五月廿五日状到来、是ハ返事也

○同日、妙歩へ状遣ス、返事アリ

一、同十日、東風、白日

○同日晩、佐貫市郎右所へ両人振舞参候処、平兵へ呼参、小兵へ殿ハ御使候、今日甲斐殿、信州様へ御出被成、上野様へ御見廻之乍序被仰置候ハ「一色市右衛門奏

者」、両国造使者、明日甲斐殿へ罷出候へと一色市右衛門ニ被仰置、就夫屋敷へ罷出候、信州様ハ塩見小兵へ明日相添、参候へと御意ニ候

一、同十一日、北風、巳下刻ハ雨、終日降

○同日卯刻、塩見殿同道にて兩人甲斐殿へ参、小兵衛殿ハ昨日信州様へ甲斐殿御出候御礼使也、口上ハ、昨日御出候へ共不得御意、兩國造使罷出候様ニ被仰置ニ付、一人差添と申候、扨甲斐殿被仰渡趣、今度兩國造訴訟之儀、御老中御聞被成、念入たる儀と被仰候、就夫訴状之通先如規有来相守候へと被仰候、永 宣旨之儀ハ重而之事と被仰候間、左様心得候へ、河内殿へ参、御礼、夫御老中へ御礼参候へと御意候、難有儀と申退出、其跡にて小兵へ殿御尋被成候ハ、如先規とハ、雲州社家多く兩國造只今迄仕来通、ニ候ハハ哉、と被申候へハ、いかにも其通と被仰候、扨小兵へハ屋敷被帰、兩人ハ河内殿へ参候、懸御目候、御意ニハ、甲斐殿可被仰渡候兩國造窺之段尤と御老中御申御はめ被成候、就夫訴状之通先如先規と被仰候、永 宣旨ノ儀者佐度守煩(致野親成)ニ候間、京都へ御窺被成候儀も往復之間も在之候へハ、其方共長在府如何ニ思召候、其上武家之御裁許之例ニ候へ者、先如先規と被仰出候、左様御相心得、御老中へ如先規先被仰付、忝とわづか先ノ字ヲ入かろく申候而御礼ニ廻り候へと御意被成候、宮内申上候難有、昨今参府仕候処ニ、か様早速被仰出候儀、偏ニ河内様御取持故と難有奉存候※申上候、又御意ニハ、為末代永 宣旨之儀、無失念取候様ニと被仰候間、宮内申上候ハ、先日も申上候通、兩國造ハ久中絶仕、難經奏聞候間、重而も乍恐御 執奏ならてハと申上候へハ、無失念申候へと御意ニ候、次ニ宮内申上ハ、大社御神道、偏ニ河内様御再興ニ而、仏閣等も取除、唯一ニ罷成候儀、国造下々難有奉存と申上候ハ、仏閣打破候か一段之事と御申、神道者日本ノ道にて候処ニ仏法盛ニ成、衰申候、随分仏者ニ事奪ハレ申ナト被仰ニ付、大社之儀、古々国造神法正シク守、重々敷罷在ニ付奪ハレ不申、殊ニ今度仏閣取除、洗すゝきたる様ニ罷成候と申上候へハ、其方共も聞及可申候、勢州慶幸院之事、子細在之、百三十年斗ノ寺ニ候へ共、公方様被聞召付、以勢ニハ不入物と上意にて、今度宮川ノ内御除被成候、大社ニモ左様心得、とかく神道之儀、下々迄学問仕候様ニ被申付候へと兩國造へ伝言之通申渡候へと被仰候、次ニ大社ニ珍敷神書在之候哉と御意候、宮内申上候ハ、国造神法祭

礼之伝書なと御座候へ共、是ハ唯授一人之書にて御座候、下カ下之書ヲ用候と申候、河内殿御意ニハ、神書とて余多キ事にて無之候間、随分下々迄神道心懸させ候へと御申、難有と御礼申、罷立候、扨屋敷へ塩見殿を以三右殿を以様躰申上候へハ、則兩人御前被召出、公儀之首尾能、大社之手柄、国造之仕合、兩人も能時分ニ参候、料理たへ祝候へと御意被成候、則御料理被下、聞番富永治部右衛門御差添、御老中参候、本田美作殿へも参候へと御座候而、美作殿、奏者土方、(久世広之)久世大和殿、(阿部忠秋)阿部豊後殿、(稲葉正則)稲葉美濃殿、(土屋数直)土屋但馬殿、(板倉重矩)板倉内膳殿、(酒井忠清)酒井雅楽殿、右之内御留守之衆ハ板倉殿、久世殿、土屋殿也

○同日、晚、御屋敷へ参、御老中様へ御使人御着添者、塩見殿を以御礼申上候

○同日、甲斐殿、河内殿へ從信州様御礼使ニ塩見殿被遣候、河内殿御面談、御意ニハ、以勢、八幡、春日等之木社之社家共、皆々伝奏在之候、国造者久く絶、不經奏聞事、小社ニ候へは御取上ケも不被成候へ共、大社之事と申、国造神法正シク守り候ニ付、先如先規と被仰出候、此先ノ字ハ永代之事ニ候間、左様相心得候へ、永宣旨之義も佐度煩と申、あなたこなたと候内、使者長在府も如何ニ思召、右之通被仰出候と御申候、塩見被申候様ハ、左様無御座候へは、雲州者神国にて、社家多事ニ候、国造下知にて無之候へは、しかと不仕と被申候、尤と被仰由語被申候

○同日、将監殿、左太殿へ、様子具ニ宮内語申候

○前ニ書落シタル儀ヲ爰ニ記ス、※迎之儀ニ御座候間、被仰渡候御意之趣、御書付頂戴仕、国造へ致拜見度申上候へハ、甲斐殿も御連状被遊可被下旨被仰候戌刻雷鳴、雨降、子ノ下刻晴
一、同十二日、東南風、白日

昨日被仰渡候儀、上野様へ参、治部殿(松井)殿へ申候、御料理被下候

○同日、さいかノ小嶋八左見廻、岡弥五左殿、松平右殿(松井)悦之使、弥五左殿へ見廻

○同日、御屋敷参候、御見廻帳、久世殿、土屋殿ハ昨日使者并国造使者被遣候へ共、

御留守にて面談不申、御礼使在之、板倉殿ハ大社之使者やと尋被申候へ共、一色市右衛門口上請取申候、御見廻帳之写石原平吉ニ相書せ申候

○同日、日向庄介、岡平八ハ昨日芝肴送申候、礼ながら暇乞参

一、同十三日、東南風、青天、右近様へ兩人罷出、佐々小左ニ面談、ソレヨリ斎庵へ参、咄、鰯鮓

○同日、松井平右殿ハ鯉一到来

一、同十四日、東風、青天、道慶へ見廻、夜ニ入岡弥五左殿へ参、鰯鮓

一、同十五日、東風、青天

山王祭見物、宿主平井長兵へ同道ニテ、百間蔵ノ東ニ棧敷かまへ候而見申候、三年ニ一度宛江戸町より通り物出ス、四十二番アリ

一、同十六日、丸三石、山城鴨ノ十人社司并氏人百五十人、社領二千五百（古文）、如先規社司十部行儀被仰付候由語被申候

○兩由朝

一、同十六日、東風、白日

丸三右衛門ハ兩人へ手紙来、大社へ御返札認置候間、今晚か明日取参候へと、則塩見殿へ参、様子申、兩人参、御状うけ取

紙上之趣致披見候、被相窺候義、尤ニ候、則御老中江申達候処ニ、先只今迄可為如有来之由候間、可被得其意候、猶使者佐草宮内、長谷宇兵衛（マユ）へ申含候、恐々謹言

六月十四日

加々爪甲斐守

井上河内守

出雲大社

兩國造

○同日、河内殿へ兩人参、御留守にて御帳ニ付罷帰、御屋敷にて将監殿、塩見殿、左太殿へ懸御目、則信州様御披見被遊、御機嫌被遊にて御座候、則明朝御礼ニ両

人河内殿、甲斐殿へ一条七郎兵へ御差添参候へと御意ニ候

○同日、雜賀嶋九郎左便ニ雲州へ状遣ス

一、同十七日、西風、炎暑甚

卯刻ニ一条七郎兵へニ兩人同道にて河内殿、甲斐殿へ参、御留守にて帳付、罷帰ル

○同日、未ノ刻、信州様へ御目見、御勲頃ノ御意、就中佐草節々六ヶ敷御訴訟ニ参府仕、中々心懸申故、御奉行衆御尋之儀共御請申上、大社ノ御ため可然候、弥若キ者共ニ神道情（情）ニ入させ候へと御意被為成候、御銀兩人共ニ二枚宛拝領、将監殿御取成にて候、御料理被下候、其ハ皆々へ御礼ニ参候、村将監殿ハ雲州之社奉行垂水十郎右衛門方へ状うけ取

○同日、妙歩へ暇乞ニ参候、越後様御屋敷へ被参、不逢（松平光長）

一、同十八日、東南風、及暮西風

寅ノ下刻兩人河内殿へ参、懸御目、御意ニハ、伝奏之事無失念重而申候へ、只今者牧佐州煩にて不相成候、以来者其方共参府仕ニ不及候、信濃殿迄申越候へと御意ニ候間、宮内申上候ハ、来御年頭ノ使者ニ窺可申上哉と申候へ者、一段と其節能候ハ、状ニ此事書加、差越候へと被仰候、一段首尾能御暇申上、罷帰ル

○同日、御屋敷へ罷出、信州様ハ兩家へ御返書并兩人拝領銀式枚宛請取、将監殿、左太殿へ礼ニ参、河内殿御意之通、将監殿、小兵へ殿、左太殿、三右殿、縫殿殿へ委語申候

○同日、土御門之院宣表具仕直シ被下候ハんと塩見殿申ニ付、則小兵へ殿へ渡し置申候

○金沓歩、錢丁百文、浅葱帷子（一）、三十郎へ宮内遣ス

○同日、兩家上官十六人ノ書付、丸三右望ニ付書付遣ス、但神前一行ノ次第二書付申候

○同日、妙歩へ才使遣ス、留守

一、十九日、西風、辰初刻小雨灑、即刻晴

○兩人御屋敷へ罷出、將監殿、左太殿、三右殿、何へも御暇申候、三右殿へ宮内申候ハ、来御年頭使者ニ永 宣旨之事又々可申上候間、万々御介保頼入候通約諾申候

○同日、岡弥五左殿より鯉一給候

○次ニ左太殿より岡半右殿へ言伝在之、弥五左殿并ニ妹子おや子息災候由申届候へと被申候

○今市者たこ六左衛門弟、岡田安左衛門兩人へ見廻、たはこ十把宛持参

○同日夜、塩見殿へ兩人うとん振舞被申候、両家へ状之案書見せ被申候

一、同廿日、東南風

*稿者註、八〇頁上段中程、佐草自清の井上河内守への返答と、同下段、末尾の記事の「※」には、「め」のような自清独自の記号が付してある。